

速度取締り指針

野辺地警察署の速度取締り重点

重点路線	区 域	規制速度
国道279号	野辺地町(田名部道地区・有戸地区) 横浜町(吹越地区・家ノ前川目地区)	40km・50km/h
国道338号	六ヶ所村(尾駈地区・鷹架地区・平沼地区)	40km・50km/h
国道4号	野辺地町(松ノ木平から柴崎までの間)	50km・60km/h
県道馬門野辺地線	野辺地町家ノ上地区	40km/h

※ 原動機付自転車の規制速度は30km/hです。

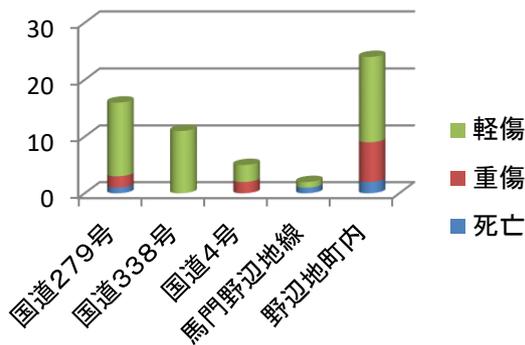
重点路線選定理由

- ▼ 国道279号・国道338号・国道4号
交通事故多発路線のため。
- ▼ 県道馬門野辺地線
国道へ通じる路線につき交通量が多く歩道が整備されていないことから、事故の発生が懸念されるため。

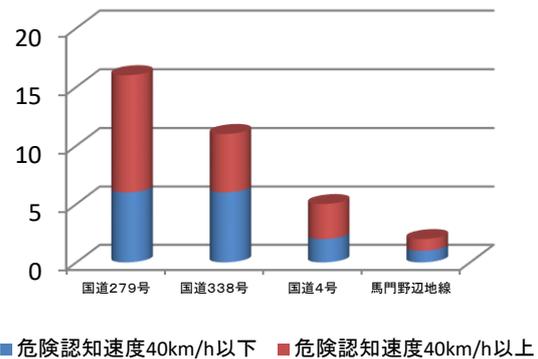
★ 重点路線以外の場所であっても、取締りを実施することがあります。

野辺地警察署管内における交通事故実態(過去3年・7月～12月)

路線別事故発生状況



路線別危険認知速度



▼ 国道279号及び国道338号では事故の発生が多く、危険認知速度も高い傾向にあります。

※ 危険認知速度とは、運転者が相手を認め、危険を感じたときの速度で、速度が高くなると死亡率が高くなります。

その他の交通指導取締り要点

- 交通事故に直結する交差点関連違反(信号無視・一時不停止・横断歩行者妨害)の取締りや飲酒運転、無免許運転及び危険運転並びに過積載の取締りも強化しています。
- 横断歩道上の安全を確保するため、横断歩道付近における取締りを実施しています。
- 児童生徒の登下校時における安全を確保するため、通学路での取締りやパトカーによる警戒活動を実施しています。
- 後部座席シートベルトの着用率が低調であるため街頭指導を実施するほか、下北半島縦貫道路(自動車専用道路)では、可搬式オービスによる速度取締り、シートベルト着用義務違反(後部座席)の取締りを実施しています。